

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

事業者名： 社会福祉法人 青谷学園

評価実施期間： 平成23年5月20日～平成24年2月20日

1 評価機関

名称	特定非営利活動法人エイジコンサーン・ジャパン
所在地	大阪市住之江区南港北2-1-10ATCビルITM棟9階

2 事業者情報【平成23年10月1日現在】

事業所名称 (施設名)	社会福祉法人 青谷学園 そら保育園	サービス種別	保育所
開設年月日	平成17年5月1日	管理者氏名	山本 弘二
設置主体	昭和57年4月1日	代表者 職・氏名	理事長 白 樫 忠
経営主体	昭和57年4月1日	代表者 職・氏名	理事長 白 樫 忠
所在地	〒631-0076	奈良市富雄北3丁目14-3	
連絡先電話番号	0742-53-0419	FAX番号	0742-53-0500
ホームページアドレス	http://www.sorahoikuen.jp		
E-mail	info@sorahoikuen.jp		

基本理念・運営方針	
経営理念	サービス利用者に「生きがい」「満足」「感動」のある福祉サービスを提供します。 全ての人々が安心して暮らせる豊かな地域社会作りに貢献します。
保育理念	子どもの心を大切に、常に子どもの視点に立って接していくなかで、子ども達が安心して生活できること（満足）、そして一人一人の子どもがもっている限りない可能性を、子ども自身の力で開花させていくこと（感動）、いろいろな体験を通して、のびのびと過ごし、「生きる力」を身につけること（生きがい）。これらの保育実践を職員がそれぞれの役割を担い深い愛情とたゆまぬ努力により実践すること。また豊かな創造性を持った子ども達の健全育成を使命とし社会貢献に当たる。 1 基本的な生活習慣を身につける 2 自分のことは、自分でする心を身につける。 3 友だちと仲良く遊び、思いやりといたわる心を身につける。 4 資質を開花させ、無限の可能性の芽を育てる。 5 病気・けがのない丈夫な体をつくる。

【利用者の状況】

定員	90名	利用者数	111名
----	-----	------	------

※) 施設種別ごとに、利用者の年齢階層、利用期間、障害の程度・内容など、その施設の特徴が明らかになるようなデータを適宜添付してください。

別添 利用者数・障がい者受入状況

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

2 事業者情報【平成23年10月1日現在】

【職員の状況】

職 種	勤 務 区 分				常勤換算 ※	基準職員数 ※
	常 勤 (人)		非 常 勤 (人)			
	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
所長	1					
保育士	22		2			
調理員	1		1			
栄養士	2					
看護師			1			
事務員	1					
用務員			2			
嘱託医				4		
前年度採用・退職の状況：	採 用		常 勤 5人	非 常 勤		人
	退 職		常 勤 3人	非 常 勤		2人
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数					3.7 年	
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数					1.7 年	
○常勤職員の平均年齢					31.9 歳	
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					27.9 歳	

※常勤換算数及び基準職員数は、当該職について、運営基準等で定められている場合のみ記入してください。

3 評価の総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>そら保育園が高度に、組織的に運営されていることが、特に高く評価される。これは、園長のリーダーシップに負うところが大きいと考えられるが、主任を中心とする保育士、そして園の運営をバックアップする全てのスタッフが役割分担を明確にし、実践を行なっていることによる、と考えられる。その結果、園長を含む職員間の意思疎通は円滑であり、保護者の満足度も良好、4・5歳児に小学校就学に備えて、「英語であそぼう」、「体操教室」、「そろばん教室」が外部講師を招聘し実施される、という活動にもつながっていると評価する。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>上記（特に評価の高い点に記載）の長所が、時に短所となる。案件によっては、園長が決裁をせねばならないことも、個々の職員の能力、経験から単独でなされてしまい、結果として齟齬が生じている事例がある。業務事項遂行のマニュアル化（ある事実、どのように対応、誰が判断、判断者が不在時の判断者順位）を必要に応じ進めて欲しい。</p>
--

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

4 大項目別の評価概要

共通基準	
1-1 理念・基本方針	理念・基本方針は明文化され、職員行動規範や事業計画は理念・基本方針と整合している。前回評価で園としての独自の方針の作成を要望した（法人全体としての理念、基本方針は存在する。）が、「そら保育園保育理念」として定められた。
1-2 計画の策定	中長期計画は、組織体制、設備、人事体制等、職員の意見を職員会議、期評価会議でくみあげ、リスクマネジメント委員会、サービス向上委員会等で課題を明らかにして策定している。職員、保護者への周知については、改善の余地がある。年度事業計画についても同様である。
1-3 経営者の責任とリーダーシップ	管理者は常に自らの役割と責任の検証をしている。職員との信頼関係が構築されているので、園としての業務は的確に組織的になされている。保育サービスの向上、職場環境の整備、経営改善への努力は不断になされている。
2-1 経営状況の把握	行政との定期的な懇談に、保育関係団体や地域団体と連携を取り、待機児や入所状況など地域のニーズなど福祉事業の動向把握と、福祉サービスのデータ収集に努められている。運営面においては、経営分析を月次単位で緻密に行い、外部監査や公認会計士の指導と助言を受けて適正に運営されている。また、職員の意見聴取と研鑽の場を設け、集められた改善課題は事業計画に盛り込むなど、組織的に取り組まれている。
2-2 人材の確保・育成	園長の高い保育理念と指導の下、職員の人事考課基準の明示と、園長・主任の気配りと随時の声かけによって、職員の悩み相談等に面談を密にし良く努めている。有給休暇取得状況や時間外労働については、月ごとに一覧表にして解り易く公表されて、取得の勧めと改善点を話し合う場を設けている。職場の明るさと活力は、若いリーダーを中心に、新旧職員の融合と相互信頼の表れであろう。組織が求める職員像を明確にし、職員独自の外部保育実習研修計画に基づき教育研修が積極的に実施されている。実習生研修については、養成校との実習承諾書により、実習生受入マニュアルに基づいて研修実施を適正に行われている。
2-3 安全管理	安全対策委員会を2ヶ月に一度開催し、安全確保の分析・改善点を審議し、安全確保と事故対応マニュアルの修正・適正化に努めている。マニュアルでは感染症、事故、災害、施設の安全点検など安全管理に関して、詳細な記事が掲載され活用されている。記録も残され、それらは職員に良く周知されていて、再発の防止と緊急時対応に備えている。
2-4 地域との交流と連携	行政との懇談を通じて、民生委員・児童委員との連携を密にすると共に、自治会へ集会場として施設開放、子育て支援講演や保健指導等を開催し、地域交流に努めている。毎月発行の園内誌「園たより」は、家族と地域関係者にも配布、地域との交流と理解を深めている。ボランティア受け入れについては整備されたマニュアルに基づいて行われている。
3-1 利用者本位の福祉サービス	園の作成するホームページは冒頭に表示される保育目標を始め利用者に園のサービス内容を解りやすく、また明るく親しみやすい雰囲気の中で情報が提供されている。組織としての取り組みも「サービス向上委員会」を設置し保護者からのアンケートに「分析」「公表」「改善」に対する取り組みが行われている。苦情に対する取り組みについては、遅くとも3日以内には回答できる体制が整えられている。
3-2 サービスの質の確保	各種マニュアルの周知や職員研修の実施や、上記にも挙げた「サービス向上委員会」が組織され、サービスの質の確保への取り組みは定期的に行われ委員会で見直しが行われている。また、日頃より保育士と管理者の間において十分なコミュニケーションが図られ、日々保育士の「気づき」や「疑問」に適宜、組織として対応する姿勢が見られる。
3-3 サービスの開始・継続	ホームページにて保育園の概要を保護者に理解しやすく表現されている。また、「サービス開始マニュアル」に基づき、複数の職員で丁寧に対応しているといえる。しかし、他の保育園への変更等に対する対応の中で今後書面での対応が望まれる部分が見られた。
3-4 サービス実施計画の策定	保護者との面談や日頃の会話の中から得られる園児や保護者の意向に、職員間の十分なコミュニケーションを図る中から得られる意見を総合し、サービス実施計画が策定されている。この計画に対し定期的な見直し、日々日誌等を通じて管理者が状況の把握に努めている。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

4 大項目別の評価概要

付 加 基 準	
A-1	子どもの発達援助
	<p>保育園の使命を ①児童の健全育成、児童の権利擁護 ②福祉サービスの提供 ③保護者家族支援を根幹に運営にあつたっている。保育士には法令遵守を周知し、子どもの心身とも健全な育成、子どもの可能性を引き出す保育を目指している。月ごとに各クラス担任が評価し、それらを基に期評価が作られ次期計画に盛り込み年次計画が作られている。</p>
	<p>健康診断は嘱託医が、乳幼児毎月1回、幼児(2~5歳)4月・10月、歯科検診6月・11月、耳鼻科健診(3歳以上)6月、眼科健診6月に行っている。蟻虫卵検査6月・12月、尿検査6月、発育測定毎月1回行っている。全ての診断・検査結果は健康手帳に記録し保護者に伝えている。</p>
	<p>看護師を非常勤で1名を配置していたが、2011年12月末に退職し現在看護師は不在となっている(保育園設置基準では看護師配置の義務は無いが)。主任および各保育士がきめ細かい観察で後任の看護師が決まるまで注意深く対応している。このことは各保護者にも連絡している。園児の体調観察は遺漏なき対応を望む。</p>
	<p>アレルギー食については栄養士、保育士が保護者より提出された医師による指示書を基に給食会議で検討し作っている。代替食、除去食は見た目や味に変わりがない物を工夫して作っている。</p>
	<p>毎月栄養士が献立を作り、月末に次月分を保護者に配布。世界の料理、郷土料理などを取り入れ食への関心と献立の多様化につとめている。献立のレシピは保護者にも配布している。11月参観には給食の試食をし、アンケートを実施している。食材は出来るだけ国産品を使用、お米は奈良産である。</p>
	<p>乳児には欲しがるときに抱っこして授乳している。離乳食は月齢・発達段階を考慮し家庭と相談して進めている。SIDSに関しては個人チェック表を用いて0歳児は5分間隔、1歳児は10分間隔ということを知り記録している。</p>
	<p>子どもの可能性を引き出す、集中力をつける取り組みは進めているが、子どもからの自発を大切に、強制にならないよう、楽しく取り組める内容になっている。5・4歳児は低年齢の幼児の面倒を見るという気持ちも育ち、小さい子の背中をとんと叩いて寝かせられるようになってきている。</p>
A-2	子育て支援
	<p>日々の保育の様子を送迎時の対話や連絡帳の記載、園便りにより保護者と密接な情報交換を行っている。年2回(6月・11月)参観期間に個別懇談日を設けている。</p>
	<p>虐待に対してはマニュアルに基づき職員研修を行い、登園時に触診、視診をして対応している。毎月嘱託医との懇談を行い、奈良市保育課・児童相談所と連携を図っている。</p>
	<p>子ども達を大切に、共に育って行こうという姿勢、より良い保育、という熱意が窺え保護者からも評価を得ている。一時保育は行っていない。</p>
A-3	安全・事故防止
	<p>定期的に安全対策委員会を開き事故報告・ヒヤリハット・衛生管理に関する検討を行っている。今年度より用務員を保育園全体の清掃専門に配置している。12月末に看護師が退職し現在募集中である。看護師が不在によりチェックシートを作り全職員でカバーしている。</p>
	<p>安全対策各種マニュアルの整備はもとより、AED、応急手当の実施訓練、不審者対応実技訓練、避難訓練《(火災訓練(月1回)・地震訓練(年1回)・交通安全教室(年1回)》などを行っている。避難訓練は園児も一緒に行っている。広域避難場所を確認し保護者にも周知していただきたい。</p>
	<p>園の門扉は不審者侵入防止のためIDカードを使用。駐車場は広いが送迎時には込み合うこともある。保護者のお互いのマナーの厳守など、園としても尚一層事故防止に備えられたい。</p>

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象1 福祉サービスの基本方針と組織

1-1 理念・基本方針

1-1-(1)	理念、基本方針が確立されている	第三者評価結果
	-1 理念が明文化されている	a・b・e
	-2 理念に基づく基本方針が明文化されている	a・b・e
1-1-(2)	理念や基本方針が周知されている	-
	-1 理念や基本方針が職員に周知されている	a・b・e
	-2 理念や基本方針が利用者等に周知されている	a・b・e

1-2 計画の策定

1-2-(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている	第三者評価結果
	-1 中・長期計画が策定されている	a・b・e
	-2 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている	a・b・e
1-2-(2)	計画が適切に策定されている	-
	-1 計画の策定が組織的に行われている	a・b・e
	-2 計画が職員や利用者等に周知されている	a・b・e

1-3 管理者の責任とリーダーシップ

1-3-(1)	管理者の責任が明確にされている	第三者評価結果
	-1 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している	a・b・e
	-2 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている	a・b・e
1-3-(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている	-
	-1 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している	a・b・e
	-2 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している	a・b・e

評価対象2 組織の運営管理

2-1 経営状況の把握

2-1-(1)	経営環境の変化等に適切に対応している	第三者評価結果
	-1 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている	a・b・e
	-2 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている	a・b・e
	-3 外部監査が実施されている	a・b・e

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象2 組織の運営管理

2-2 人材の確保・養成

評価項目	第三者評価結果
2-2-(1) 人事管理の体制が整備されている	第三者評価結果
-1 必要な人材に関する具体的なプランが確立している	a・b・e
-2 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている	a・b・e
2-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている	-
-1 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている	a・b・e
-2 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる	a・b・e
2-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている	-
-1 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている	a・b・e
-2 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている	a・b・e
-3 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている	a・b・e
2-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている	-
-1 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している	a・b・e
-2 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている	a・b・e

2-3 安全管理

評価項目	第三者評価結果
2-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている	第三者評価結果
-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている	a・b・e
-2 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策実行している	a・b・e

2-4 地域との交流と連携

評価項目	第三者評価結果
2-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている	第三者評価結果
-1 利用者と地域とのかかわりを大切にしている	a・b・e
-2 事業所が有する機能を地域に還元している	a・b・e
-3 ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している	a・b・e
2-4-(2) 関係機関との連携が確保されている	-
-1 必要な社会資源を明確にしている	a・b・c
-2 関係機関等との連携が適切に行われている	a・b・e
2-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている	-
-1 地域の福祉ニーズを把握している	a・b・e
-2 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている	a・b・e

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象3 適切な福祉サービスの実施

3-1 利用者本位の福祉サービス

3-1-(1)	利用者を尊重する姿勢が明示されている	第三者評価結果
-1	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている	a・b・e
-2	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している	a・b・e
3-1-(2)	利用者満足の上昇に努めている	-
-1	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している	a・b・e
-2	利用者満足の上昇に向けた取り組みを行っている	a・b・e
3-1-(3)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている	-
-1	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している	a・b・e
-2	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している	a・b・e
-3	利用者からの意見等に対して迅速に対応している	a・b・e

3-2 サービスの質の確保

3-2-(1)	質の上昇に向けた取り組みが組織的に行われている	第三者評価結果
-1	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している	a・b・e
-2	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている	a・b・e
-3	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している	a・b・e
3-2-(2)	個々のサービスの標準的な実施方法が確立している	-
-1	個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	a・b・e
-2	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	a・b・e
3-2-(3)	サービス実施の記録が適切に行われている	-
-1	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている	a・b・e
-2	利用者に関する記録の管理体制が確立している	a・b・e
-3	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している	a・b・e

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象3 適切な福祉サービスの実施

3-3 サービスの開始・継続

3-3-(1)	サービス提供の開始が適切に行われている	第三者評価結果
	-1 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している	a ・b・ e
	-2 サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている	a・ b ・ e
3-3-(2)	サービスの継続性に配慮した対応が行われている	-
	-1 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている	a ・b・ e

3-4 サービス実施計画の策定

3-4-(1)	利用者のアセスメントが行われている	第三者評価結果
	-1 定められた手順に従ってアセスメントを行っている	a・ b ・ e
	-2 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している	a・ b ・ e
3-4-(2)	利用者に対するサービス実施計画が策定されている	-
	-1 サービス実施計画を適切に策定している	a ・b・ e
	-2 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている	a・ b ・ e

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (保育所 付加基準)

評価対象A-1 子どもの発達援助

A-1-(1)	発達援助の基本	第三者評価結果
-1	保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている	a・b・c
-2	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している	a・b・c
A-1-(2)	健康管理・食事	第三者評価結果
-1	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している	a・b・c
-2	健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	a・b・c
-3	歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	a・b・c
-4	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している	a・b・c
-5	食事を楽しむことができる工夫をしている	a・b・c
-6	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている	a・b・c
-7	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している	a・b・c
-8	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている	a・b・c
A-1-(3)	保育環境	第三者評価結果
-1	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している	a・b・c
-2	生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている	a・b・c
A-1-(4)	保育内容	第三者評価結果
-1	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている	a・b・c
-2	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している	a・b・c
-3	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている	a・b・c
-4	身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている	a・b・c
-5	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている	a・b・c
-6	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している	a・b・c
-7	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している	a・b・c

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (保育所 付加基準)

評価対象A-1 子どもの発達援助

A-1-(4)	保育内容	第三者評価結果
-8	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している	a・b・c・e
-9	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	a・b・c・e
-10	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	a・b・c・e
-11	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	a・b・c・e

評価対象A-2 子育て支援

A-2-(1)	入所児童の保護者の育児支援	第三者評価結果
-1	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている	a・b・c・e
-2	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている	a・b・c・e
-3	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている	a・b・c・e
-4	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長(園長)まで届く体制になっている	a・b・c・e
-5	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている	a・b・c・e
A-2-(2)	一時保育 (一時保育は行っていない)	第三者評価結果
-1	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている	a・b・c

評価対象A-3 安全・事故防止

A-3-(1)	安全・事故防止	第三者評価結果
-1	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている	a・b・c・e
-2	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている	a・b・c・e
-3	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている	a・b・c・e
-4	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	a・b・c・e
-5	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	a・b・c・e

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

6 利用者調査の結果(別紙)

保護者アンケート集計表

そら保育園保護者アンケートコメント集

7 事業者の自己評価結果(別紙)

奈良県 福祉サービス第三者評価基準

(保育所共通項目・付加項目)

8 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第1回目は、平成20年度に受審し、そして3年後の平成23年度に同じエイジ
コンサージャン様へ第2回目の受審をお願いしました。

1回目の反省点や課題点を踏まえ臨んだ受審でしたが、2回目ともあり当保育園
のこと等をよく知っておられたため、スムーズな確認作業中、内容の濃いところ
もあり、細部に亘り調査して頂きました。また、保育園の抱える諸問題について
も理解し共感してもらいありがたく思っています。マニュアルが全てではないと思
いますが、マニュアルを通して温かさのある行動が必要ではないかと今回の受審で感
じました。

奈良市からも第三者評価を受審していることについて、高く評価を頂いていると
ころであり、今後も子ども、家族、職員、近隣には「満足」「感動」「生きがい」を
キーワードとして、これからも頼りにされる保育園として頑張りたいと思います。